

スマートフォンでのマイナ保険証利用の開始

- 機器の準備が整った医療機関・薬局において、9 月 19 日から順次、スマートフォンをマイナ保険証として利用できるようになりました。
- 医療機関等の窓口でスマートフォンを機器にかざして受付できるようになるので、受診に際してマイナンバーカードをお持ちいただく必要がなくなります。
- この機会にスマートフォンへのマイナ保険証の利用申請・登録をご検討ください。

【スマートフォンでマイナ保険証を利用するための事前準備】

- ・対象機種（Android11、iOS18.5 以上であること）の確認
 - ・マイナ保険証の利用登録
 - ・マイナポータルアプリからスマホのマイナンバーカードの利用を申請
 - ・医療機関がスマホ利用に対応しているかを確認（厚生労働省HPの「対応医療機関・薬局リスト」に掲載）
- ※スマホ利用に対応していない医療機関を受診する場合は、マイナンバーカード（マイナ保険証）が必要です。

※手順等の詳細は次の資料をご参照ください。

- ・別添リーフレット「スマートフォンでのマイナ保険証利用（健保連提供）」
- ・厚生労働省HP「スマートフォンのマイナ保険証利用について」
〔 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60802.html 〕

【参考】マイナ保険証未登録の方へ

- ・現行の健康保険証（カード型）は、2025 年 12 月 2 日以降利用できなくなります。
- ・マイナンバーカードを所持していない方、所持していても健康保険証としての利用登録が未了の方には「資格確認書（はがきサイズの書面）」をお届けすることになります。
- ・受診に際しては、この「資格確認書」を利用いただくことになりますが、マイナ保険証のメリットを享受いただけないだけでなく、携行に不便で破損リスク（紛失の場合は再発行費用が発生）があるなど注意が必要です。

⇒今すぐマイナ保険証の利用登録を済ませてください。

【マイナ保険証の主なメリット】

- ・データに基づくより良い医療が受けられる。
…過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師に共有することができ、より良い医療が受けられます。
- ・手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される。
- ・マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる
- ・医療現場で働く人の負担を軽減できる

* 厚生労働省 HP 〔https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22682.html〕 参照